

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、コーポレート・ガバナンスの重要性が増すなかで地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを柱とした企業倫理を構築することを基本方針として、経営の意思決定の迅速化、責任体制の明確化、取締役会の監督機能強化等に取り組んでおります。

< 経営理念 >

福岡県内を営業地盤に中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する

当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

また、執行役員制度を導入し、取締役会が選任する執行役員が責任を持って担当部門の業務執行にあたる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。加えて、監督と執行の機能分離をより明確にするため、従来設置していた常務会に代えて経営会議を新設いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 福岡銀行	402,258	14.85
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	211,300	7.80
福岡中央銀行行員持株会	192,620	7.11
株式会社 西日本シティ銀行	151,951	5.61
株式会社 宮崎太陽銀行	133,400	4.92
西部瓦斯 株式会社	133,200	4.91
西日本鉄道 株式会社	124,555	4.59
株式会社 豊和銀行	114,138	4.21
株式会社 南日本銀行	111,200	4.10
学校法人 帝京大学	64,900	2.39

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

福岡 既存市場

決算期

3月

業種

銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
倉富 純男	他の会社の出身者													
林田 スマ(本名:平田 スマ)	他の会社の出身者													
行正 晴實	公認会計士													
神武 章太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

倉富 純男			<p>同氏は、当行取引先である西日本鉄道株式会社の代表取締役社長執行役員かつ、株式会社九電工の社外取締役であり、両社と当行との間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。</p>	<p>当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は株式会社経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の業務執行に対する監督機能を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。</p> <p>また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。</p>
林田 スマ(本名:平田 スマ)			<p>同氏は、当行取引先である公益財団法人大野城まどかびあの館長かつ学校法人中村学園の理事であり、両法人と当行との間には通常の取引関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。</p>	<p>当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏はアナウンサーとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、また女性生活者の立場として、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。</p> <p>また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。</p>
行正 晴貴			-	<p>当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、公認会計士として専門的知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しております。</p> <p>また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。</p>
神武 章太			<p>同氏は、当行取引先である西部瓦斯株式会社取締役常務執行役員であり、同社と当行との間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。</p>	<p>当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は株式会社経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、監査等委員として当行の監査体制を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しております。</p> <p>また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

更新

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、その職務の執行に必要な場合は、監査部に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとしております。なお、当該監査部員は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の遂行を補助するものとし、その人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、毎月開催される取締役会等において内部監査部門が行う内部監査の実施状況の報告を定期的な受けるとともに、内部監査部門と随時意見・情報交換を行っております。さらに、監査等委員会による各業務執行役員および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途)設けるとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
--	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員を対象に、株式報酬制度の導入を決議いたしました。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲並びに株主重視の経営意識をより高めるため、株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数を開示しております。

< 2018年度における役員の報酬等の実績 >

・取締役(社外取締役を除く) 8名
報酬等の総額 125百万円(うち固定報酬 89百万円 役員退職慰労引当金繰入額 36百万円)

・監査役(社外監査役を除く) 1名
報酬等の総額 18百万円(うち固定報酬 14百万円 役員退職慰労引当金繰入額 4百万円)

・社外役員 6名
報酬等の総額 19百万円(うち固定報酬 15百万円 役員退職慰労引当金繰入額 4百万円)

当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

- ・上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等44百万円(給与30百万円、賞与14百万円)を支払っております。
- ・取締役の報酬(2018年度)は、2006年6月29日開催の第85期定時株主総会で決議された限度額15百万円(月額)と定めております。
なお、取締役の報酬限度額は、使用人としての報酬は含んでおりません。
- ・当行には、報酬等の総額が1億円以上であるものは存在いたしません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行は、2019年5月14日開催の取締役会において、退職慰労金制度を廃止することを決定し、2019年6月27日開催の定時株主総会において、株式報酬制度の導入を決議いたしました。

その結果、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の報酬は、役位を基に役割や責務に応じて支給する「基本報酬(固定報酬)」及び中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため支給する「株式報酬」で構成されることとなります。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、独立性を確保し経営への監督機能を有効に機能させる目的から「基本報酬(固定報酬)」のみとしております。

「基本報酬(固定報酬)」につきましては、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、報酬限度額(月額)を取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15百万円(うち社外取締役1百万円)、監査等委員である取締役は4百万円としております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたします。各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

監査等委員会には、常勤の監査等委員を置き、経営会議や各種委員会など重要な会議に出席することで行内情報の収集に努め、社外取締役との共有を図る体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行の概要

当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(取締役会)

取締役会は、取締役9名(うち監査等委員である取締役4名)で構成され、取締役会規定に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の執行状況について監督を行っております。

また、取締役9名のうち4名の社外取締役を選任し、意思決定の透明性確保や経営監督機能の強化を図っております。

さらに、執行役員制度を導入することで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図っております。

取締役会の構成員は下記のとおりとなっており、原則月1回開催しております。

< 構成員の氏名等 >

議長: 取締役頭取 古村至朗

構成員: 常務取締役 布施圭一郎、常務取締役 石塚昭二、取締役 山下知成、取締役 倉富純男(社外取締役)、

取締役監査等委員 草場勇次、取締役監査等委員 林田スマ(社外取締役)、取締役監査等委員 行正晴實(社外取締役)、

取締役監査等委員 神武章太(社外取締役)

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、法令、定款及び監査等委員会規定等で定められた事項に従い、取締役の職務の執行を監査いたします。

また、各監査等委員は議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席するなど、業務全般の監査・監督機能の強化を図ることとしております。

監査等委員会の構成員は下記のとおりとなっており、原則月1回の開催としております。

< 構成員の氏名等 >

議長: 取締役監査等委員 草場勇次

構成員: 取締役監査等委員 林田スマ(社外取締役)、取締役監査等委員 行正晴實(社外取締役)、

取締役監査等委員 神武章太(社外取締役)

(経営会議)

監査等委員会設置会社への移行とともに、監督と執行の機能分離をより明確にするため、従来設置していた常務会に変えて経営会議を新設しております。

経営会議は、社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)で構成し、取締役会が定める方針に基づき、業務執行に関する重要な事項について決定または協議する役割を担っております。

経営会議は、必要に応じて随時開催することとしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。これに基づき、当行と社外取締役との間において、上記内容の契約を締結しております。

(3) 監査の状況

監査等委員会は社外取締役3名を含む監査等委員4名で構成されており、監査等委員会規定に準拠し監査を遂行いたします。

監査等委員会は、取締役会への出席や重要書類の閲覧、業務及び財産状況等の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査や内部統制シ

システムの構築及び運用の状況の監視及び検証等を行っております。また、常勤の監査等委員が経営会議にするなど、取締役に対する監査・監督機能を十分発揮できる体制となっております。

当行では独立した内部監査部門である監査部が業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等の整合性や有効性を検証し、その状況を取締役会等へ報告しております。また、内部監査部門と外部監査部門、監査等委員会、会計監査人及び内部統制部門が密接な連携を保ち、効率的な監査が実施できるよう努めております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、内部監査部門、監査等委員会及び内部統制部門と連携しつつ、法令に従い適正な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しており、経営を監督する取締役会を監査等委員会が牽制する体制とすることで、コーポレート・ガバナンスの実効性が確保できるものと判断し、当該体制を採用しております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会が選任する執行役員が責任を持って担当部門の業務執行にあたる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月27日開催の株主総会招集通知を6月4日に発送しております。
その他	招集通知をホームページに掲載、説明資料等のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書および四半期報告書、ディスクロージャー誌、株主総会の招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署を総合企画部とし、担当者(兼務)を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコ住宅ローンや空き家活用ローンの取り扱い、働き方改革の助成金制度活用支援等、地域貢献活動の一環として取り組みを行っております。 内容については、ディスクロージャー誌やミニディスクロージャー誌に掲載しております。ホームページでもご覧いただけます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当行は、会社法施行により求められた内部統制に関する基本方針を以下のとおり取締役会で決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実・強化及び適切な体制の確保に努めることとしております。

(整備状況)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款および当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。
 - ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。
 - ・財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取締役会および監査等委員会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。
6. 前号の使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役(監査等委員を除く)からの独立性を確保する。また、当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員を除く)、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途)設けると共に代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当行は、反社会的勢力との対決をコンプライアンスガイドブックの倫理憲章と行動指針において「市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」ことを定め、経営のトップ自らが常に毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
 - ・当行は、反社会的勢力対応の統括部署を定め、反社会的勢力の介入があった場合は顧問弁護士を含めた関連部署において十分な情報、事実に基づき迅速な対応をします。
 - ・当行は、反社会的勢力対応責任者を、各営業店・各部署に配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する事としております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
 - 当行は、顧問弁護士、警察等関連機関と平素から緊密な連携を保ち対応にあたっております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
 - 当行は、統括部署において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元管理を行い、管理する態勢としております。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
 - 当行は、反社会的勢力への対応について、コンプライアンスガイドブック、反社会的勢力等管理規定及び反社会的勢力等管理要領に定めております。
- (5) 研修活動の実施状況
 - 当行は、反社会的勢力への対応を経営の重要課題と位置づけ、研修活動を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

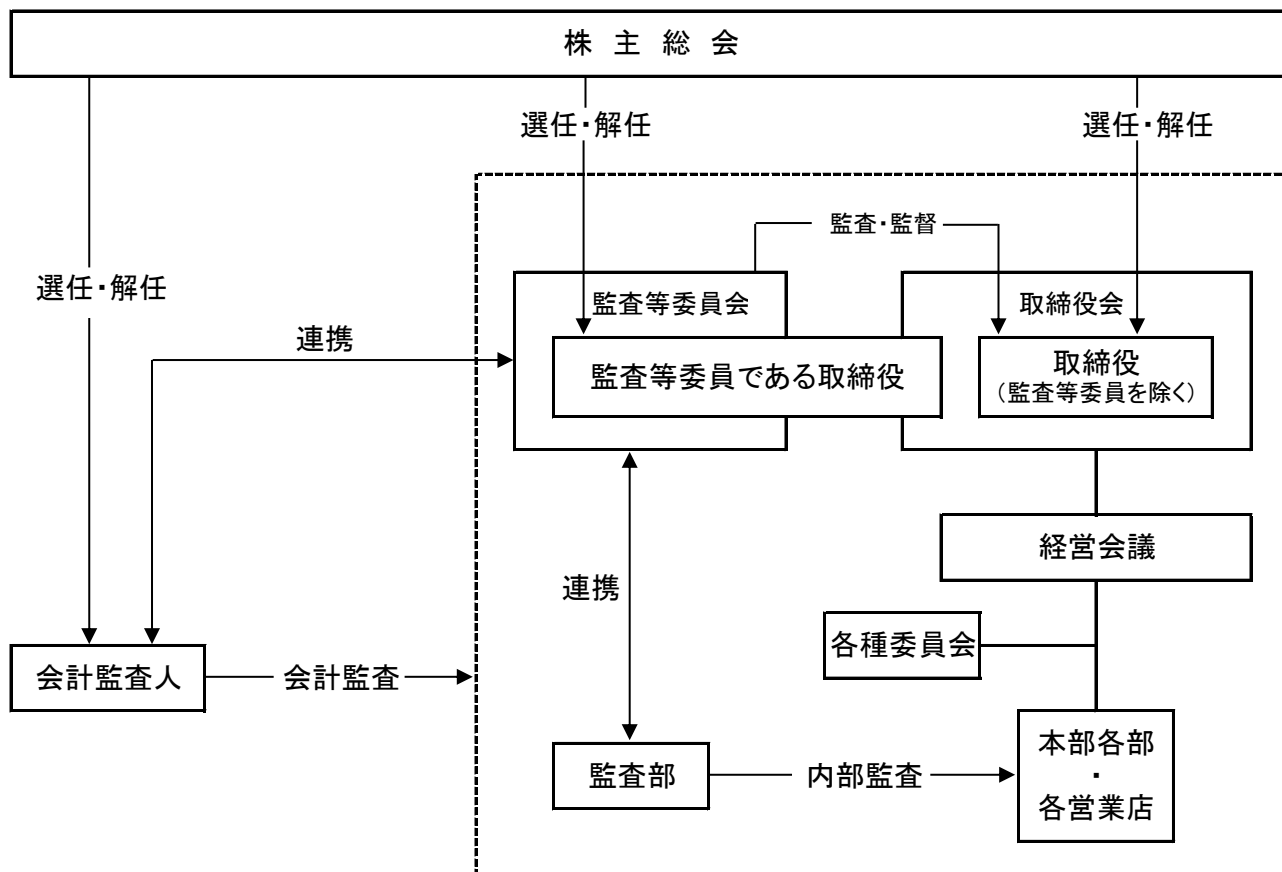
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に係る社内体制については、別紙体制図をご参照ください。

○コーポレート・ガバナンス体制図



○適時開示に係る社内体制

当行は、投資者への適時適切な会社情報開示の重要性を十分に認識し、証券取引法その他の法令及び適時開示規則等を遵守すると共に迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

会社情報の開示にあたっては、総合企画部を統括部署として決定事実、発生事実、決算に関する情報を集約し、適切な承認手続きを経て開示する体制を構築しております。

